

第9章 MRF自動スイープ取扱い規程

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）と当社との間のMRFの自動取得・自動換金（以下「MRF自動スイープ」といいます。）に関する取扱いを定めることを目的とするものです。

第2条（MRF自動スイープの利用）

お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名、捺印のうえ申込み、当社が承諾した場合にMRF自動スイープを利用できます。

第3条（MRFの口座設定）

お客様は、証券総合サービス口座申込時にMRF口座を設定していただくものとします。

第4条（ご入金・ご出金・MRFの自動スイープ）

(1) ご入金の取扱い

- ① お客様が、金銭を当社に払込む場合、特にお客様より申し出がない限り、MRFの取得申込みがあったものとして取扱います。
- ② なお、お客様が、有価証券等の買付代金等の充当のために金銭を当社に払込む場合であっても、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午までに当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては、特にお客様より申し出がない限り、MRFの取得申込みがあったものとして取扱います。
- ③ 上記①にかかわらず、お客様が有価証券等の買付代金等を超える額の金銭を払込み、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できた場合は、その差額分についてのみ、特にお客様より申し出がない限り、MRFの取得申込みがあったものとして取扱います。
- ④ 上記①、②及び③の場合、正午までに当社が当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の当日に、正午を過ぎて当社が当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の翌営業日に、MRFをお客様に代わって取得します。

(2) ご出金の取扱い

お客様が、当社に金銭の引出請求を行った場合、有価証券その他当社において取扱う証券・証書・権利又は商品の取引等によるお預り金（以下「お預り金」といいます。）を優先して出金します。当該お預り金を超える額の金銭の引出請求を行った場合、その差額分について当日お受取りを希望する場合は当社所定のキャッシング利用申込書によるMRFのキャッシング（即日引出）の申込みがあったものとして取扱い、翌営業日のお受取りを希望する場合、MRFの換金の申込みがあったものとして取扱います。

(3) 有価証券等の取引によるMRFの自動スイープの取扱い

① MRFの自動取得

お預り金については、特にお客様より申し出がない限り、MRFの取得申込みがあったものとして取扱い、当社は支払開始日にMRFをお客様に代わって取得します。

② MRFの自動換金

有価証券等の取引等により、当社に金銭の払込みが必要となる場合は、払込期日の前営業日に、MRFの換金の申込みがあったものとして取扱い、当社が払込期日の前営業日にMRFの換金を行います。なお、MRFの証券残高が当該金銭に満たない場合は、MRFの証券残高を全て換金するものとします。（ただし、再投資前の分配金は除きます。）

(4) お客様の取引状況等によっては上記(1)、(2)、(3)の定めと異なる取扱いをすることがあります。

第5条（MRF自動スイープの内容等の変更）

当社は、お客様に通知することなく、MRF自動スイープの内容を変更することがあります。

第6条（解 約）

(1) MRF自動スweepは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- ① お客様からMRF自動スweepの解約の申し出があった場合
- ② MRF自動けいぞく（累積）投資契約が解約された場合
- ③ やむを得ない事由により、当社がMRF自動スweepの解約を申し出た場合

(2) MRF自動スweepを解約した場合は、MRF口座並びに第4条に定める取扱いを全て解約するものとします。

(3) MRFが償還された場合

第7条（免責事項）

当社は、次の事由により生じた損害については、その責を負いません。

天災地変その他不可抗力と認められる事由により本節に定める取扱いが遅延し、又は不能となったことにより生じた損害

第8条（申込事項等の変更）

MRF自動スweepの利用にかかる申込書等の記載事項に変更がある場合は、当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届出るものといたします。

第9条（総合取引約款等の適用）

本章に定めがないときには、「MRF目論見書」、「総合取引約款」、「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」等によるものとします。